

仕様書

名 称：複数現場整理作業に係るノートパソコン等賃貸借

借入期間：令和8年10月26日から令和9年2月26日

納入場所：山梨県埋蔵文化財センター（甲府市下曾根町923）
東下条整理室（甲府市東下条448－1）

品名	規格・仕様	数量	単位	月数	適用
ノートパソコン	OS:Windows11Pre64bit、CPU:Corei7、SSD:256GB以上、メモリ:16GB、ポータブルDVDドライブ、マウス、USBハブ付きカードリーダー	13	台	4	保守経費・データ消去・搬出入費含む
インストールソフト	Office365相当、AdobeCreativeCloud、ESETNOD32アンチウイルス	13	式	5	数え月で計算
プリンター	インクジェット複合機（A3）、MFC－J6973CDW相当	2	台	4	保守経費・搬出入費含む
Wimax	Wimax＋5GプラスSパッケージ	1	式	5	保守経費・搬出入費含む 数え月で計算
Wifiルーター	Wifiルーター、au回線通信容量20GB/月	4	式	5	保守経費・搬出入費含む 数え月で計算

◆受注者は、契約期間満了後、借入物品を撤去・搬出し、その結果を山梨県に「撤去報告書」として提出すること。

◆受注者は、撤去・搬出作業の作業日時（期間）、作業方法等について、事前に山梨県の承認を得ること。

◆受注者は、借入物品の搬出に当たっては、運搬時の紛失、盗難等の防止対策を講じること。

◆受注者は、借入物品の搬出後、借入物品に搭載されているハードディスク等の記録装置のデータ消去を行うこと。

◆データ消去方法は、物理破壊又は論理破壊、あるいは2つの破壊方法を併用することにより、ハードディスクなどの記録装置の情報復元ができない状態とするものであること。

◆受注者は、データ消去作業を受注者以外が実施する場合には、業務体制図を作成の上、事前に山梨県に提出すること。

◆受注者は、データ消去作業の作業日時（期間）、作業方法等について、事前に山梨県の承認を得ること。また、山梨県が、データ消去作業の立会を求めた場合には、対応すること。

◆受注者は、データ消去作業結果について、データ消去作業を自ら実施する場合は、受注者が作成する「データ消去証明書」を山梨県に提出すること。受注者以外が実施する場合は、作業を実施する事業者が作成する「データ消去証明書」を添付して、山梨県に「データ消去作業完了報告書」として提出すること。

◆この契約において契約額の変更が必要となった場合は、原則として、県の変更後の積算額に落札率を乗じた額を変更契約額とするものとする。